

令和 7 年版

厚生労働白書

次世代の主演となる若者の皆さんへ

— 変化する社会における社会保障・労働施策の役割を知る —

〔 概 要 〕

厚 生 労 働 省

令和 7 年版厚生労働白書の全体像

第 1 部（テーマ編*） 次世代の主役となる若者の皆さんへ —変化する社会における社会保障・労働施策の役割を知る—

*厚生労働行政の特定のテーマについて、現状分析や関連施策の紹介などを行い、国民に理解を深めていただく。

第 2 部（年次行政報告） 現下の政策課題への対応

- 年次行政報告として、厚生労働省の様々な政策課題への対応について、国民にわかりやすく報告する。

令和7年版厚生労働白書 第1部（テーマ編）目次

第1部（テーマ編） 次世代の主演となる若者の皆さんへ ー変化する社会における社会保障・労働施策の役割を知るー

はじめに

第1章 社会保障と労働施策の役割とこれから

第1節 社会保障の役割

- 1 社会保障の始まりと主な制度の概要
- 2 なぜ社会保障が必要か

第2節 労働施策の役割

- 1 労働施策の始まりと主な施策の概要
- 2 なぜ労働施策が必要か

第3節 人口減少・超高齢社会とこれからの社会保障・労働施策

- 1 「少子化・人口減少」の流れを変える
- 2 「超高齢社会」に備える
- 3 「地域の支え合い」を強める
- 4 まとめ

第2章 社会保障・労働施策に関する若者の意識と知ることの意義

第1節 若者の社会保障・労働施策に関する意識

- 1 社会保障・労働施策への関心・理解について
- 2 社会保障教育・労働法教育を受けた経験について
- 3 社会保障教育・労働法教育の効果について
- 4 社会保障・労働施策を知る手段について
- 5 社会保障・労働施策に対する若者の考え

第2節 社会保障や労働施策を知ることの意義

- 1 ミクロの視点 ～一人ひとりの社会生活上の課題解決に役立てる～
- 2 マクロの視点 ～より良い社会づくりに主体的に関わる～

第3章 若者に社会保障や労働施策を知ってもらうための取組状況と方向性

第1節 社会保障教育・労働法教育に関するこれまでの検討状況

- 1 社会保障教育のこれまでの検討状況
- 2 労働法教育のこれまでの検討状況

第2節 現場における取組状況

- 1 社会保障教育に関する取組み
- 2 労働法教育に関する取組み
- 3 民間における取組み
- 4 個別の政策分野における取組み

第3節 今後の方向性

- 1 各分野との連携の推進
- 2 社会保障制度・労働施策の方向性

※ 本白書では、高校生、大学生、社会人になったばかりの方を念頭に
若者という言葉を使用している。

おわりに

第1章 社会保障と労働施策の役割とこれから

- 社会保障や労働施策の役割について概観
- 人口減少・超高齢社会を迎える日本で今後求められるのが「全世代型社会保障」。「全世代型社会保障構築会議」の報告書の方向性に沿って、現状の課題をデータを元に整理し、望ましい社会に向けた今後の方向性を提示

※ 若者にとって、社会の変化や社会保障・労働施策の今後の方向性を知ることが、「社会保障や労働施策を知ることの意義」を考える前提となる。

1. 社会保障の役割

- ◆ 社会保障の始まりと主な制度の概要
- ◆ なぜ社会保障が必要か

【MEMO】

- ・ 社会保障制度を支える仕組み（給付と負担、社会保障と財政）

2. 労働施策の役割

- ◆ 労働施策の始まりと主な施策の概要
- ◆ なぜ労働施策が必要か

【MEMO】

- ・ 労働施策を支える仕組み（都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク）

3. 人口減少・超高齢社会とこれからの社会保障・労働施策

（1）「少子化・人口減少」の流れを変える

- ◆ 出生数と合計特殊出生率の推移、晩婚化、未婚の状況などについて紹介
- ◆ 子育て環境の整備、労働市場・雇用の在り方の見直しの重要性を説明

（2）「超高齢社会」に備える

- ◆ 高齢者・女性をとりまく状況、就業の多様化について紹介
- ◆ 中立的な社会保障制度の構築、女性や高齢者などの就労促進、全世代型対応の重要性を説明

（3）「地域の支え合い」を強める

- ◆ 地域の過疎化、地域のつながりの希薄化の状況などについて紹介
- ◆ 医療・介護・福祉などの包括的なケアの提供体制整備や地域共生社会の実現の重要性を説明

（4）まとめ

- ◆ 現在の社会状況に合わせて社会保障や労働施策の見直しが求められる
- ◆ 「全ての世代で社会保障を支え、社会保障は全ての世代を支える」という共通認識の下で制度を作り上げる必要

第2章 社会保障・労働施策に関する若者の意識と知ることの意義

- 高校生に対して行ったアンケート調査の結果などを通じ、社会保障や労働施策に関する若者の意識を概観
- 具体的な事例などを通じ、若者が社会保障や労働施策を知ることの意義を提示

1. 若者の社会保障・労働施策に関する意識

(1) 社会保障・労働施策への関心・理解

- ◆ 関心がある割合は、介護は4割強、福祉・公衆衛生は5割弱、医療・年金は6割前後、労働分野は8割前後
- ◆ 理解している割合は、いずれも5～6割

(参考①参照)

(2) 社会保障教育・労働法教育の効果

- ◆ 社会保障教育や労働法教育を受けた経験がある場合には、社会保障や労働施策への関心度や理解度が高くなっている傾向 (参考②参照)

2. 社会保障や労働施策を知ることの意義

(1) ミクロの視点 ～一人ひとりの社会生活上の課題解決に役立てる～

- 具体的な事例などを通じて考察

1 生活上の困り事の相談、解決ができるようになる

- ◆ 社会保障の仕組みや相談窓口を知ることの重要性
※自治体のヤングケアラー支援の取組み (参考③参照)

2 働いていてトラブルに巻き込まれたときに解決できる

- ◆ 働くときのルールを知ることの重要性
※「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン (参考③参照)

3 万が一のときの備えができる

- ◆ 生活上のリスクに対する備え/「わたしと年金」エッセイ
- ◆ 働くときのリスクに対する備え/通勤災害の事例

4 将来の自分を主体的に選択できる

- ◆ 女性の出産後の働き方別の世帯の生涯可処分所得試算の紹介
(出産後に正社員で就業継続した場合と退職した場合では約1.7億円の差)

(2) マクロの視点 ～より良い社会づくりに主体的に関わる～

- 以下の4つの視点に基づいて考察

1 社会全体で支え合う仕組みの重要性を知る

- ◆ 予測・備えが不可能なリスクを社会全体で支える仕組みの必要性や意義を知る

2 国民一人ひとりで異なる「社会保障や労働施策への関わり方」を知る

- ◆ 個々人の立場の違いにより、直面する状況が異なることを理解し、社会の在り方への考えを深める

3 社会保障や労働施策の当事者として主体的に関わる

- ◆ 利用する当事者にとどまらず、制度を支える当事者として関わる

4 地域共生社会の当事者としての意識を養う

- ※地域共生社会の担い手として活躍する若者を紹介 (参考③参照)

<第2章：参考①> 社会保障・労働施策への関心・理解

- 関心がある割合は、介護は4割強、福祉・公衆衛生は5割弱、医療・年金は6割前後、労働分野は8割前後
※「とても関心がある」「やや関心がある」を足した割合
- 理解している割合は、いずれも5～6割
※「よく知っている」「何となく知っている」を足した割合

図1 各分野への関心について

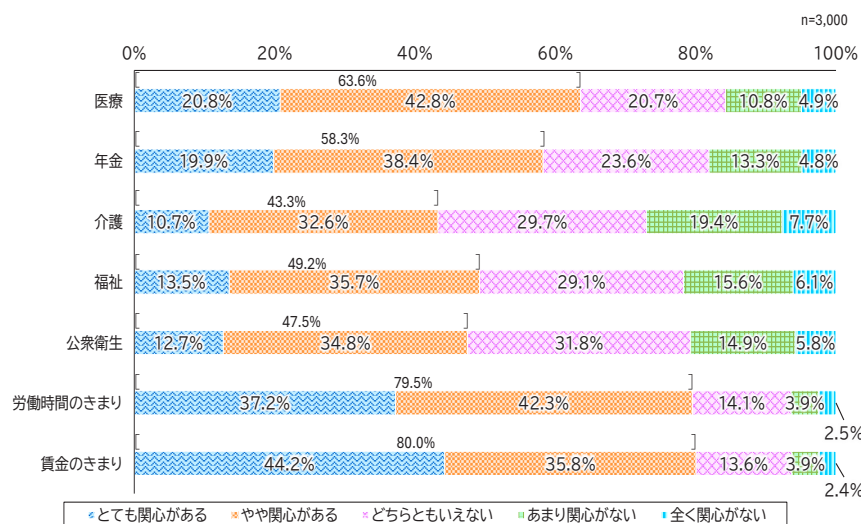
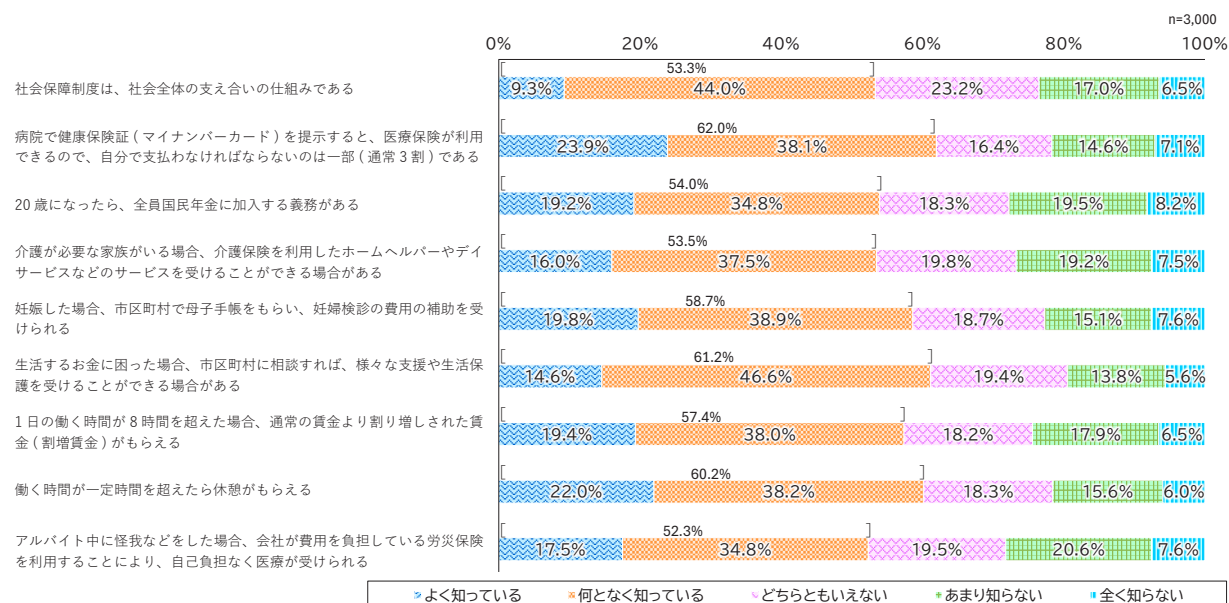


図2 各種施策の内容の理解について



（資料）令和6年度少子高齢社会等調査検討事業

※ 若者の社会保障・労働施策に関する意識を調査するため、高校生（1～3年生）を対象に、Web入力フォームによるアンケート調査（匿名）を実施。
調査期間は2025年1月14日～1月31日。有効回答数3,000件。

<第2章：参考②> 社会保障教育・労働法教育の効果

- 社会保障教育や労働法教育の経験がある場合は、社会保障や労働施策への関心度や理解度が高くなっている傾向

図3 社会保障教育の経験の有無別の社会保障への関心度

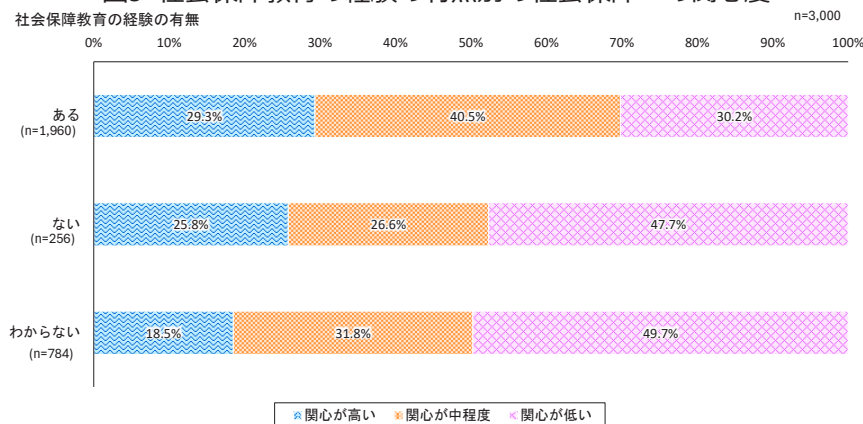


図5 労働法教育の経験の有無別の労働施策への関心度

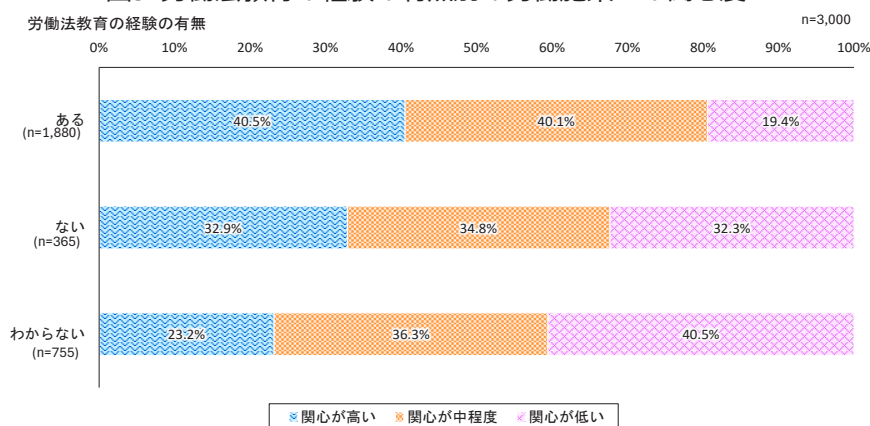


図4 社会保障教育の経験の有無別の社会保障への理解度

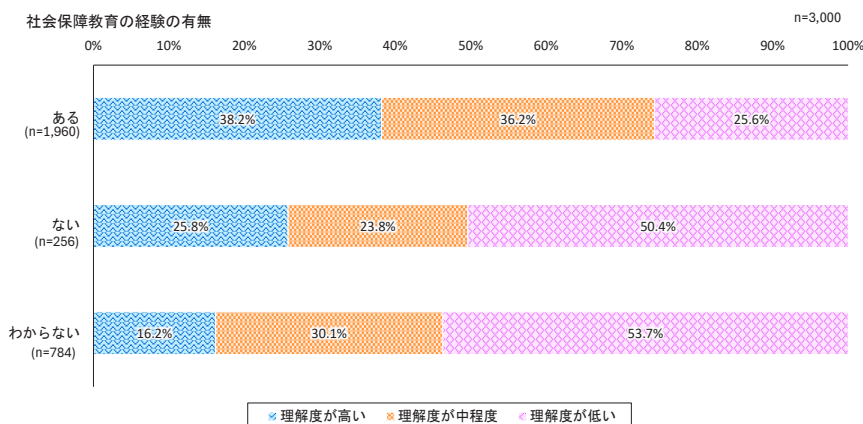
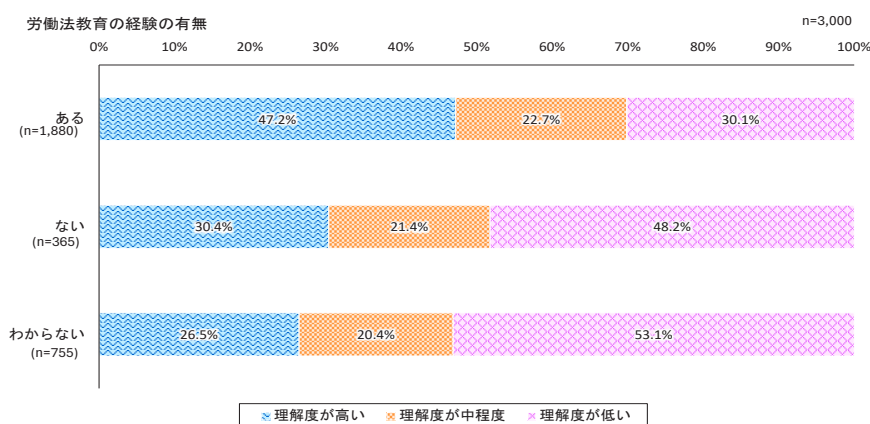


図6 労働法教育の経験の有無別の労働施策への理解度



(資料) 令和6年度少子高齢社会等調査検討事業

- ・ 若者の社会保障・労働施策に関する意識を調査するため、高校生（1～3年生）を対象に、Web入力フォームによるアンケート調査（匿名）を実施。調査期間は2025年1月14日～1月31日。有効回答数3,000件。
- ・ 関心度は、社会保障・労働施策それぞれについて、各分野に関して「とても関心がある」を4点、「やや関心がある」を3点、「どちらともいえない」を2点、「あまり関心がない」を1点、「全く関心がない」を0点と点数化し、その合計点を元に3つに分類した。
- ・ 理解度は、社会保障・労働施策それぞれについて、各項目について、「よく知っている」を4点、「何となく知っている」を3点、「どちらともいえない」を2点、「あまり知らない」を1点、「全く知らない」を0点と点数化し、その合計点を元に3つに分類した。

<第2章：参考③> 取組事例

<ヤングケアラー支援の取組み①>

<全国に先駆けた支援> (神戸市)

- ◆ヤングケアラーの事件を受け、全国に先駆けた相談・支援窓口の設置
- ◆高校生によるヤングケアラーに関する啓発の取組み（動画の作成）
- ◆市と老人ホーム運営企業との連携した就労支援

相談・支援窓口の様子



<ヤングケアラー支援の取組み②>

<アウトリーチの強化> (豊橋市)

- ◆ヤングケアラーからの相談が少ないため、相談を「待つ」から、相談に「気付く」手法への転換
- ◆ヤングケアラーの気持ちに寄り添った支援
- ◆子ども食堂などのこどもの居場所との連携

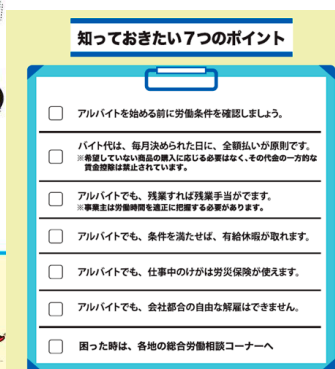
こども若者支援センター「ココエール」



<「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン>

<アルバイトを始める前に> (厚生労働省)

- ◆毎年、新入学生がアルバイトを始める4月から7月にかけて実施
- ◆全国の大学などへリーフレットやポスターを送付し、新入学時の説明会などでの配布などの協力依頼
- ◆各都道府県労働局で、大学などの依頼に応じて出張相談



キャンペーンのリーフレット



<地域共生社会の担い手として活躍する若者>

<お互いを知り、支え合う> (東海大学×NPO法人熊本福祉会)

- ◆学生が障がい者の育てた野菜などを販売
- ◆学生と障がい者が一緒に地域のゴミ拾いも実施
- ◆支援するというのではなく、助け合いという感覚



野菜を販売する学生たち

第3章 若者に社会保障や労働施策を知ってもらうための取組状況と方向性

- これまでの取組みの経緯や、現場においてどのような社会保障教育・労働法教育が実施されているかを紹介
- 今後の社会保障教育や労働法教育の取組みの方向性を提示

1. これまでの検討状況

- ◆ 有識者による検討会や現場の教員の意見も踏まえ、教材の開発などを実施（参考①参照）

2. 現場における取組状況

社会保障教育の取組み

- 厚生労働省が作成したストーリー教材などを使用した、高校における授業の取組み

1 「公共」の授業における取組み（社会保障教育）

- ◆ 主に、制度の在り方などマクロ的視点からのアプローチで学習

2 「家庭基礎」の授業における取組み（社会保障教育）

- ◆ 主に、自身の生活を起点に社会へ視野を広げるミクロ的視点からの学習

労働法教育の取組み

- 厚生労働省やハローワークなどによる高校や大学などへの講師派遣（セミナー）の取組み

3 働く前に必要な基礎的知識を身につける「労働条件セミナー」

- ◆ 講師を派遣して、アルバイト中・就職予定の学生・生徒向けにセミナーを実施

4 過労死のご遺族や弁護士による啓発授業

- ◆ 「過労死」などに関する問題の社会的関心の高まりを受け、過労死のご遺族や弁護士による啓発授業の実施

5 ハローワーク職員などによる職業意識の形成支援

- ◆ 学校在学中の早期段階から職業意識が形成されるよう支援

民間の取組み

6 全国社会保険労務士会連合会における取組み

- ◆ 労働・社会保険分野の専門家である社会保険労務士が、社会貢献への取組みの一環で、学校における社会保障教育・労働法教育を実施
- ◆ そのほか、企業の新入社員研修や地域における研修会など様々な場で取組みを実施

- 具体的な事例は参考②参照

3. 今後の方向性

- ◆ ①学校教育や金融経済教育との連携、②社会保障教育と労働法教育の相互連携、③本省と地方支分部局の連携 の推進
- ◆ 社会の変化とともに社会保障や労働施策のニーズは変化。どのような制度を選び取るか次世代を担う若者と一緒に不断に考えていく必要

<第3章：参考①> 社会保障教育や労働法教育の教材の例

- 困難なできごととに直面した人物を描いた身近で具体的なストーリー形式の教材
- まんがを活用したアルバイトをしはじめる年代の高校生・大学生にも手に取りやすいハンドブック

社会保障教育ストーリー教材

こんなことが起こった時、どのような制度が使えてでしょうか。

大学生活最後の思い出づくりに行ったスノボ旅行が、全ての始まりだった。
滑走中に転倒し、脊椎を損傷。医師から、一生車イスの生活になると言われた。

全身がしがびれて痛み、いくら力を入れても体が動かない。
やっとの思いでつかんだ就職の内定も断るしかなかった。
頬を伝った悔し涙をぬぐうことさえ、できなかった。

最初は、体を起こすだけで、気分が悪くなった。
前は何気なくできていた動作が、途方もなく難しいものに思えた。
夢であってほしいと、何度も願った。

それでも必死にリハビリに励んだ。
ベッドからの起き上がり、車イスへの移動。
少しでも一人でできることを増やさなければならない。

退院の日が近づいている。生活のこと、仕事のこと。
この体でどうやって生きていけばいいのだろう。



まんが
知って役立つ労働法Q&A



ワークシート ストーリーのようなできごとが起こったときに使えるような制度を調べてみましょう。

(年 組 番 氏 名)

あなたはひとりじゃない
(内閣府 孤独・孤立対策推進室)

いくつかの質問に答えていくことで、状況に合った支援制度や相談窓口をチャットボットで探すことができます。

(検索) あなたはひとりじゃない (URL) <https://www.notalone-cso.go.jp/>

(画面イメージ)

1. 制度名

2. 制度の内容、対象者や申請先

ワークシート

Q6 毎日通うまで残業させられる上に残業代が全然出ない……これってあり?

A 会社は法定労働時間を超えた労働には、割増賃金を支払う義務があります。

労働時間の決まりは法律で定められています!

[労働時間の決まり] (労働時間を超えて)

1日の労働時間=8時間以内
1週間の労働時間=40時間以内 (法定労働時間)

会社は、上記の労働時間を超えて労働者に働いてもらう場合は、36協定(下記参照)を結ぶ必要があります。

会社が上記の労働時間を超えて、時間外労働(残業や休日出勤)をさせた場合、労働者には相応の割増賃金を支払わなければなりません。

【割増賃金のルール】▶ 就業形態にかかわらずすべての労働者に適用 (パート・アルバイト・派遣労働者も対象)

1 法定労働時間を超えて働く場合(時間外労働) 25%以上の割増賃金
2 法定休日(19日参照)に働く場合(休日労働) 35%以上の割増賃金
3 午後10時～午前5時の間に働く場合(深夜労働) 25%以上の割増賃金
4 時間外労働+深夜労働 50%以上の割増賃金
5 1か月60時間を超える時間外労働 60%以上の割増賃金 (1年中平均していても、2023年10月1日より適用となります。36協定で定められた労働時間を超えて働く場合、原則として1月40時間以内、年360時間以内と決まっています。)

法律で決められた労働時間を超えて働く場合～36協定～
会社は労働基準法で定められた労働時間を超えて労働者に働いてもらう場合は、労働時間超過による労働者の健康被害を防止するために「36協定」を結ぶ必要があります。36協定は、労働時間超過による労働者の健康被害を防止するために「36協定」を結ぶ必要があります。36協定は、労働時間超過による労働者の健康被害を防止するために「36協定」を結ぶ必要があります。

<第3章：参考②> 具体的な事例

<社会保障教育の取り組み>

<公共の授業>

(東京都立世田谷泉高等学校)

- ◆厚生労働省作成のストーリー教材などの活用
- ◆社会保障制度の必要性や在り方を考える
- ◆授業後、社会保障を自分の事としてとらえられたり、社会保障の負担に納得感が生じたりする傾向（アンケート結果）



グループワーク
を行う様子

<家庭基礎の授業>

(茨城県立土浦第一高等学校)

- ◆個人の様々なライフイベントから社会保障を考える
- ◆個人の生活から社会へと視野を広げる
(個人の生活（家計）への影響も考慮しつつ社会保障の負担と給付水準の在り方について議論)



グループで議論
を行う様子

<労働法教育の取り組み>

<働くときのルールを学ぶ>

(労働条件セミナー×淑徳大学/山口県立南陽工業高等学校)

- ◆目的は、
 - ①適正な労働条件の会社を選べる眼を養うこと
 - ②労働条件に関するトラブルに巻き込まれないようにすること
 - ③遭遇した労働トラブルを解決できる道筋を知ること
- ◆講師の経験やクイズ形式なども盛り込んだセミナー
- ◆働くときのルールを学生・生徒に今のうちに知っておいてほしいというのが学校側の意識



淑徳大学



山口県立南陽工業高等学校

(参考資料)

<参考資料 1> 若者の社会保障教育・労働法教育の経験など

- 高校生で社会保障教育や労働法教育の経験があるのは、ともに 6 割超
- 社会保障教育では 5 割超、労働法教育では 7 割が内容を覚えている

図7 社会保障教育の経験の有無／内容を覚えているかどうか

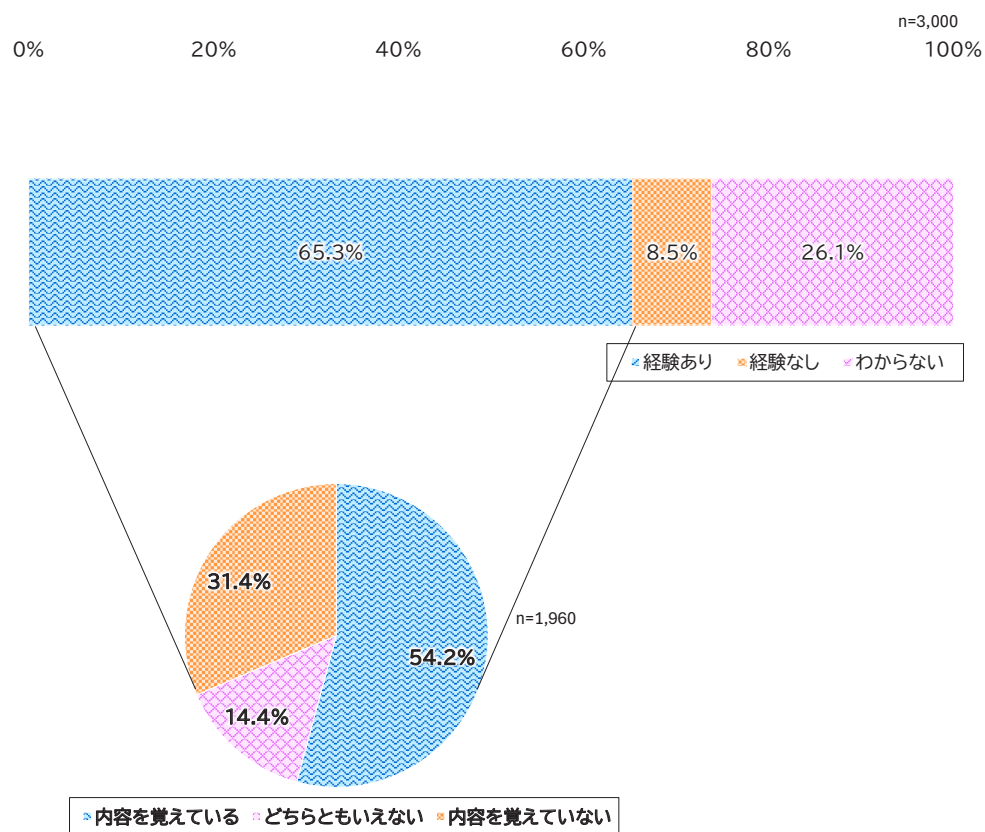
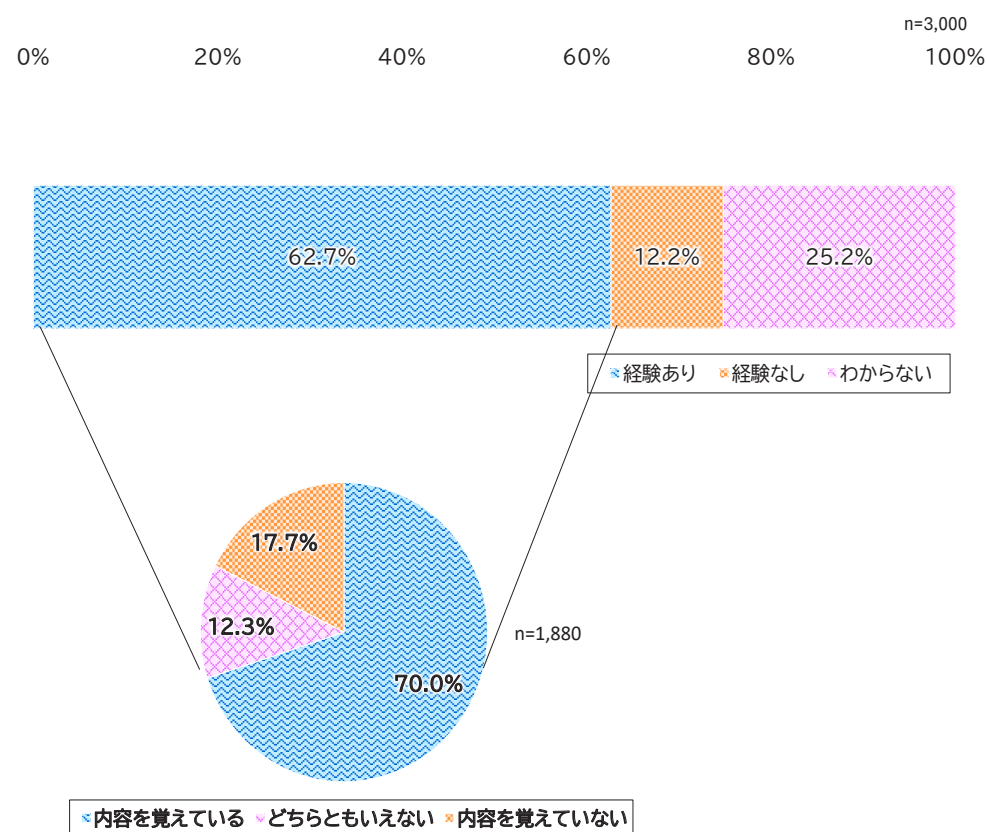


図8 労働法教育の経験の有無／内容を覚えているかどうか



(資料) 令和6年度少子高齢社会等調査検討事業

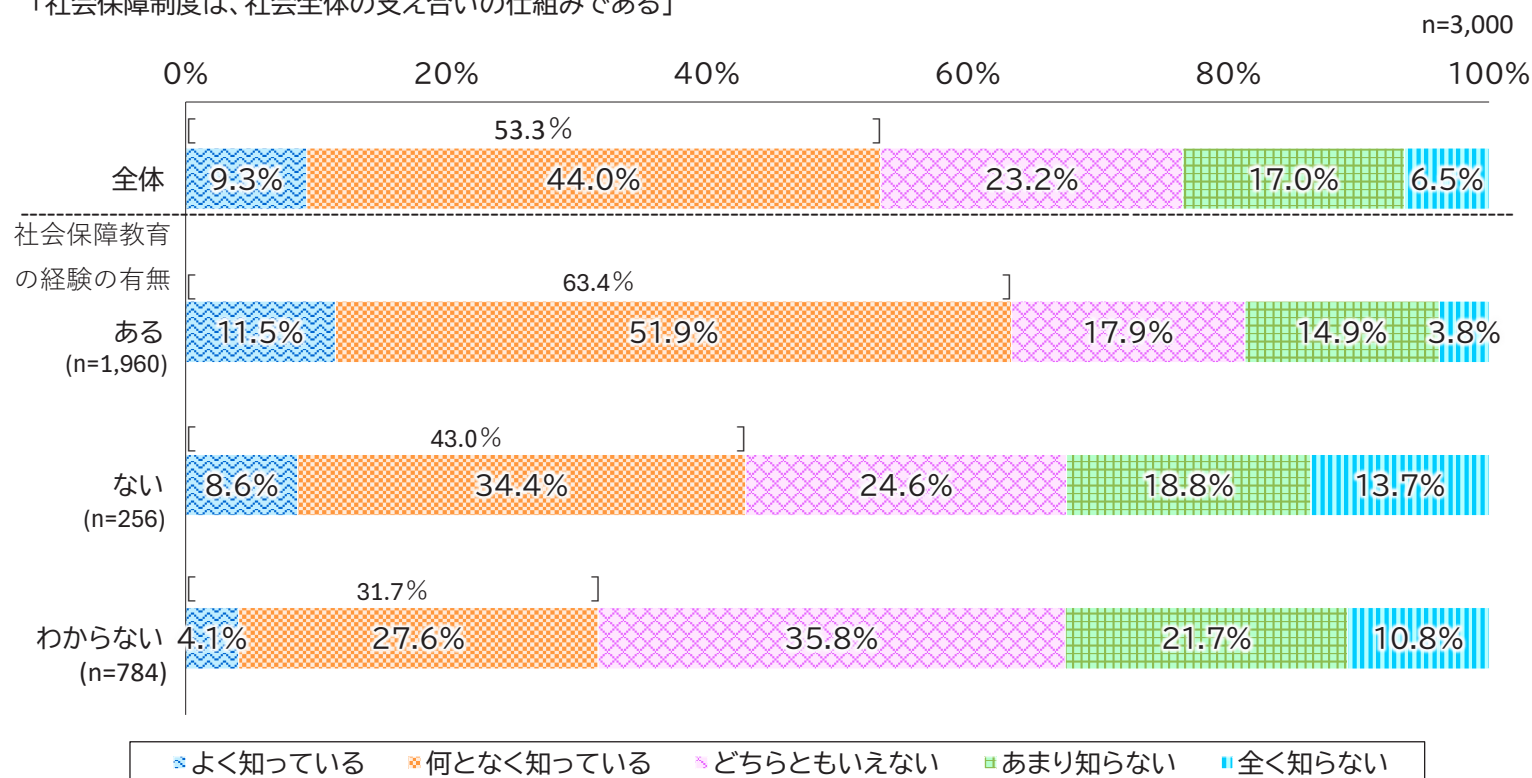
※ 若者の社会保障・労働施策に関する意識を調査するため、高校生（1～3年生）を対象に、Web入力フォームによるアンケート調査（匿名）を実施。
調査期間は2025年1月14日～1月31日。有効回答数3,000件。

<参考資料 2> 社会保障教育：社会保障の理念の理解促進への効果

- 社会保障教育によって、社会保障の理念である「社会保障制度は、社会全体の支え合いの仕組みである」ということへの理解が促進されることが示唆される

図9 社会保障教育の経験の有無別の「社会保障制度は、社会全体の支え合いの仕組みである」ことへの理解度

「社会保障制度は、社会全体の支え合いの仕組みである」



(資料) 令和6年度少子高齢社会等調査検討事業

※ 若者の社会保障・労働施策に関する意識を調査するため、高校生(1~3年生)を対象に、Web入力フォームによるアンケート調査(匿名)を実施。
調査期間は2025年1月14日~1月31日。有効回答数3,000件。